

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 27 年 10 月 15 日・東京都規則第 184 号

1 概要

(1) 改正理由

ア 騒音及び振動に係る基準関係

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・建設省告示）及び振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）の改正に合わせて、騒音及び振動に係る勧告基準を改めるほか、規定整備を行う必要がある。

イ 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度関係

電気事業法施行令（昭和 40 年政令第 286 号）の改正に伴い、削減義務率に係る規定を改めるほか、規定整備を行う必要がある。

(2) 改正内容

ア 騒音及び振動に係る基準関係

指定建設作業に適用する騒音及び振動に係る勧告基準を規定する規則別表第 14 において、その周辺の区域では指定建設作業に伴う騒音及び振動の発生が制限される時間が拡大される施設に「幼保連携型認定こども園」を追加するほか、規定整備を行う。

イ 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度関係

(1) 規則第 4 条の 16 第 3 項中の電気事業法施行令の引用条文を改める。

(2) 規則第 4 条の 19 第 2 項中「建物等」を「建物又は施設」に、第 1 号様式の 13（基準排出量変更申請書）中「の事業所」を「の建物又は施設」に改める。

2 施行日

公布の日

3 問合せ先

(1) 騒音及び振動に係る基準関係

環境局環境改善部計画課

直通 03-5388-3482

内線 42-331

(2) 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度関係について

環境局地球環境エネルギー部総量削減課

直通 03-5388-3465

内線 42-171